

V. 安全な暮らしと都市基盤の整備

1. 災害に強いまちづくり
2. 安心して暮らせる生活環境づくり
3. 魅力的な都市環境づくり
4. 都市を支える交通体系づくり

弥生小4年 横原 佑汰さん



V 安全なくらしと都市基盤の整備

1. 災害に強いまちづくり

1-1. 災害の予防対策

● 現況と課題

近年、異常気象に伴う局地的な集中豪雨や上陸する台風の増加などによって、日本各地で大きな災害が発生する傾向が高まっています。本市でも、これまで比較的自然災害は少ない地域とされてきましたが、平成10年の台風10号による市街地等の浸水、平成16年の台風23号による風倒木など大きな被害が発生しました。そのため、防災意識の普及啓発や防災体制の整備など防災対策の充実が強く求められています。

特に、行政による災害危険箇所や避難などに関する情報の提供とともに、市民自らが防災意識を高め、自主防災組織を育てていくことが課題となっています。

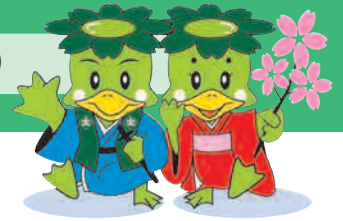
また、継続して雨水排水対策事業、治山事業や避難所を含めた防災拠点整備などを効果的に実施し、災害に強いまちづくりを進めることが必要です。さらに、ひとり暮らし高齢者などの災害時要援護者対策も新たな課題となっています。

■ 自主防災組織等の現状

平成18年4月1日現在

区 分	組織数合計
婦人消防隊・婦人防火クラブ	20
幼 年 消 防 ク ラ ブ	24
少 年 消 防 ク ラ ブ	16
職 域 自 衛 消 防 隊	811
自 主 防 災 組 織	30 (55町内会)





基本方針

地域における自主的な防災・防火活動を促進するため、防災・防火意識の高揚に努めるとともに、治山・治水・浸水対策などに取り組み、災害に強いまちづくりを進めます。

基本的施策

災害の予防対策

防災・防火意識の普及啓発

地域防災体制の充実

治山治水と浸水対策

施策の方向

1. 防災・防火意識の普及啓発

「自らの安全は自ら守る」を基本に、防災・防火意識の高揚に努め、自主的防災・防火活動を促進します。

2. 地域防災体制の充実

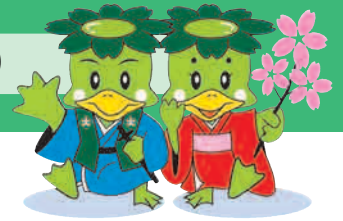
自主防災組織の育成に努め、高齢者、障害者などの災害時要援護者の援護体制を確立します。圏域消防組合、消防団、関係機関、各種団体、地域が相互に協力し、緊急時における地域防災体制の充実に努めます。

3. 治山治水と浸水対策

倒木被害に起因する2次災害の抑止のため、治山・治水事業を速やかに遂行します。浸水対策としての河川改修、雨水排水施設整備についても継続して取り組みます。

V 安全なくらしと都市基盤の整備

主 な 事 業・概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○防災・防火意識啓発事業 危険箇所の周知等			
○自主防災組織育成事業 町内会単位の自主防災組織の育成			
○急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地区における崩壊防止対策			
○防災拠点施設耐震診断事業 本庁舎及び支所庁舎の耐震診断実施			
○公共下水道事業(再掲) 雨水管等整備			
○県営治山事業 保安林の整備			
○復旧治山事業 災害危険箇所の復旧治山事業			
○農業用河川工作物応急対策事業(再掲) 河川区域内にある農業用施設の改修			



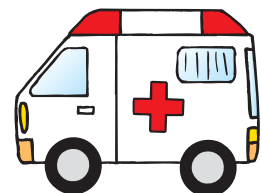
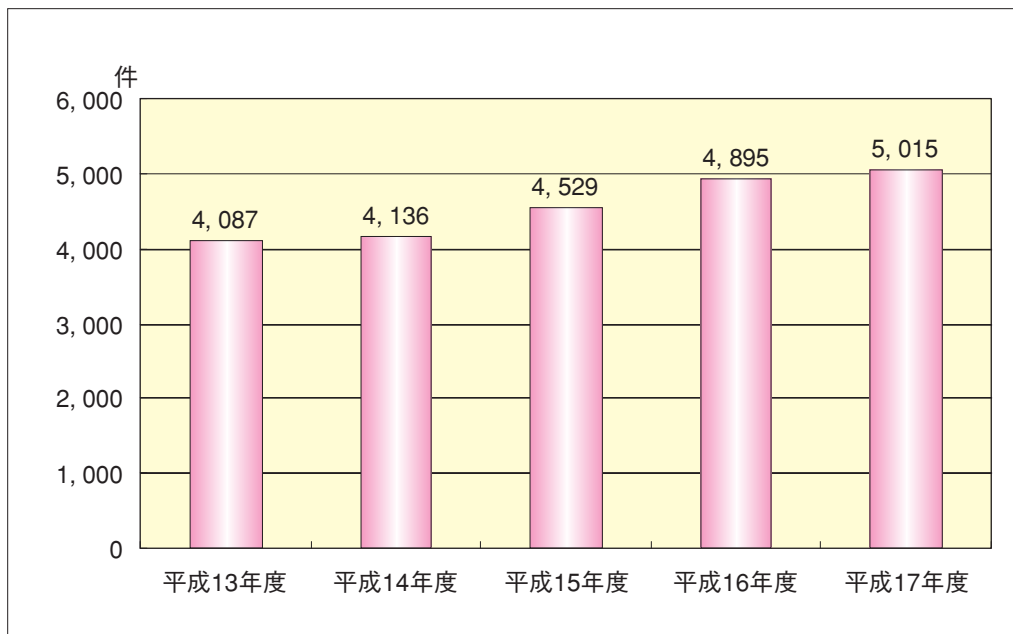
1-2. 災害の応急対策

● 現況と課題

災害時の市民に対する迅速な情報伝達は、市民の避難誘導や被害を最小限に止めるうえで大きな役割を果たしますが、特に旧市内における市民への災害情報の伝達手段の整備が十分でなく、早急な整備が必要です。

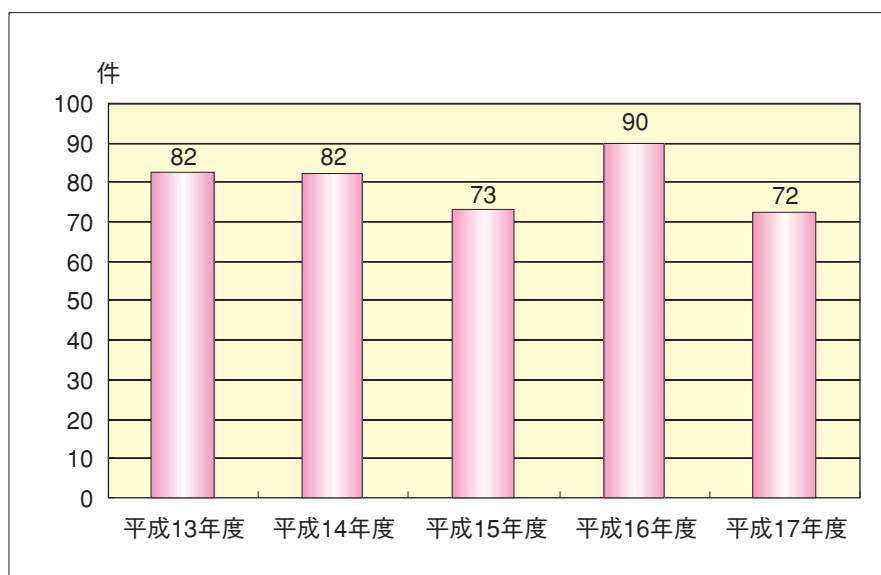
消防においては、圏域消防組合の署所の統廃合、消防団の効率的な組織への見直しなどが大きな課題となっています。また、火災は増加傾向にあり、特に不審火の増加が懸念されます。救急は、年々出動件数が増加し、内容も多様化していることから、限られた人員の中で対応するため、体制整備や施設設備等の充実が必要です。災害時の救急・救命活動だけでなく、日常的な救急・救命活動を含めて、医療機関、医師、看護師と連携したネットワークの構築が重要です。

■ 年度別救急車出動件数



V 安全なくらしと都市基盤の整備

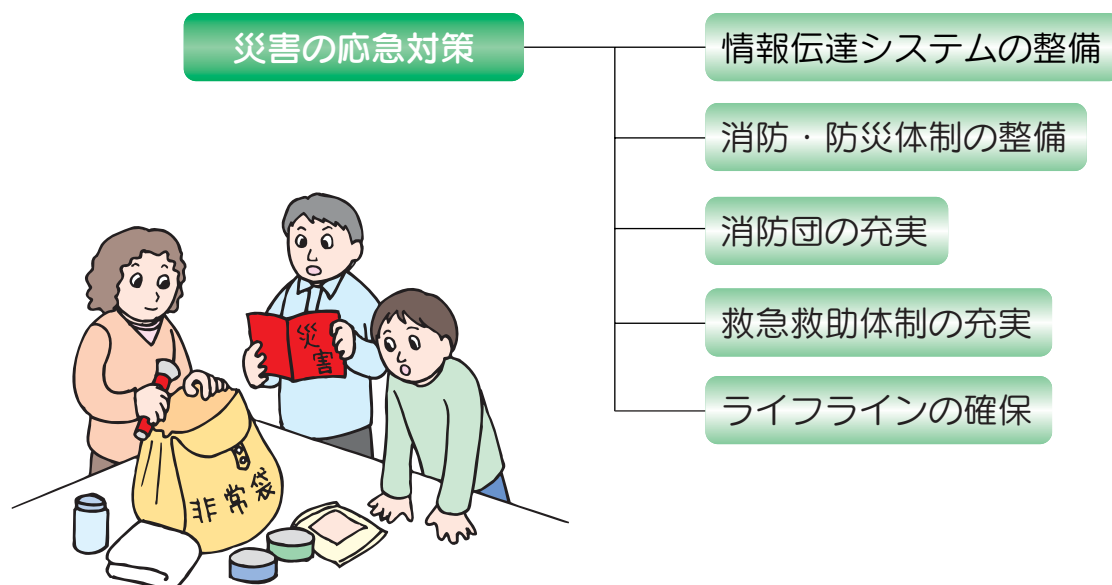
■ 年度別火災発生件数



基本方針

災害時の市民への情報伝達システムの整備に取り組みます。消防について、効率的な組織の再編を行い、救急体制の充実を図ります。

基本的施策





施策の方向

1. 情報伝達システムの整備

災害時には、市民への情報の的確かつ迅速な伝達が不可欠です。避難所、避難経路や災害発生のおそれがある地域の周知を図り、情報伝達システムを整備します。災害時要援助者を含む関係住民に災害時避難情報を提供し、ボランティア団体等を含めコミュニティ単位での援助体制の構築をめざします。

2. 消防・防災体制の整備

圏域消防組合については、限られた人員や設備を有効に活用し、消防力の向上を図るため、効率かつ合理的な体制の整備を図ります。災害時におけるより広域的な相互応援体制の強化に努めます。

3. 消防団の充実

組織の再編による効率化を図るとともに、計画的に消防団施設・設備の充実を図ります。

4. 救急救助体制の充実

増加、高度化する需要に対応できるよう体制、設備の両面から取り組むとともに、市民に対し応急手当の方法や救急車の適正な利用方法の普及に努めます。災害時を含む救急・救命活動と医療の連携を強化します。

5. ライフラインの確保

ライフラインの早期復旧・確保のため関係機関との連携強化を図ります。ボランティア団体等とも連携を強化します。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○情報伝達システム整備事業 住民への情報伝達手段の整備、 システムの更新			
○消防情報伝達システム整備事業 システムの更新			
○圏域消防体制再編事業 署所の統廃合による人員の効率的配置			
○消防団整備事業 施設・設備の整備			
○救急体制整備事業 救急救命士(注)の養成・設備の整備			

V 安全なくらしと都市基盤の整備

2. 安心して暮らせる生活環境づくり

2-1. 防犯対策の推進

● 現況と課題

近年の犯罪は、広域化、複雑多様化、巧妙化、低年齢化といった傾向を示し、特に、インターネット、カードなどを悪用した犯罪や、振り込め詐欺など新しいタイプの犯罪が増加しており、大きな社会問題となっています。

また、覚せい剤や麻薬などの薬物による汚染は、一般市民から少年にまで広がりつつあり、薬物に起因する二次犯罪の発生や少年非行の増加も懸念される状況になっています。

本市の犯罪発生件数は、警察や市民ボランティアによるパトロール活動により減少していますが、その一方で、殺人などの凶悪犯罪や暴行、恐喝にみられる暴力的犯罪、詐欺等の知能犯罪が増加しています。

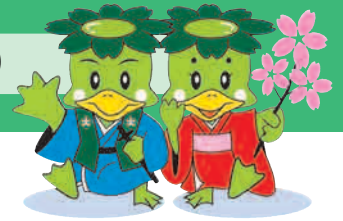
こうした犯罪は、社会全体のモラルの低下等が増加要因となっていますが、地域コミュニティの希薄化や家庭の教育力の低下にも一因があると考えられています。

本市では、犯罪や少年非行を防止するため、防犯団体、青少年健全育成組織が結成され、関係機関との連携を図りながら活動を展開しています。

今後も、地域に根ざした防犯組織の育成を進め、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、関係機関、団体、市民ボランティア等と一体となった防犯対策の推進が必要です。

■ 刑法犯 罪種別 認知・検挙件数及び検挙人員

犯 罪	総 数	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯				知 能 犯			風 俗 犯	そ の 他
				計	侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	計	詐 欺	そ の 他		
平成 14 年	2,246	7	60	1,928	192	665	1,071	26	25	1	7	218
平成 15 年	2,213	12	83	1,700	224	457	1,019	67	57	10	16	335
平成 16 年	2,069	15	92	1,535	231	532	772	81	71	10	13	333
平成 17 年	1,862	9	73	1,297	146	390	761	91	86	5	4	388



基本方針

自主防犯組織の育成など市民と協働して取り組む体制を確立し、関係機関、地域、団体との連携による防犯活動を推進します。また、防犯意識の高揚と防犯施設の整備に努め、市民が安全で安心して生活できるまちづくりを進めます。

基本的施策

防犯対策の推進

防犯対策の充実

防犯運動の推進

施策の方向

1. 防犯対策の充実

「津山市安全・安心まちづくり推進協議会」を中心に、犯罪の起こりにくい、安全で住み良いまちづくりを進めます。

犯罪のないまちをつくるため、関係機関、家庭、地域等が一体となり、自主防犯組織の育成強化を図り、防犯体制を充実します。

犯罪の未然防止のため、暗く危険な箇所に防犯灯の整備を行うとともに、道路、公園、学校、その他の公共施設などの計画や整備に、犯罪防止の視点を取り入れます。

2. 防犯運動の推進

安全で安心して暮らせる環境をつくるため、防犯意識の高揚に努め、防犯活動を推進します。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○防犯灯設置補助事業 防犯灯の設置に対する助成	→		
○地域安全対策推進事業 自主防犯組織の育成、防犯活動の推進	→		

V 安全なくらしと都市基盤の整備

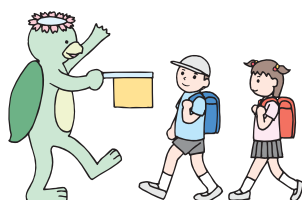
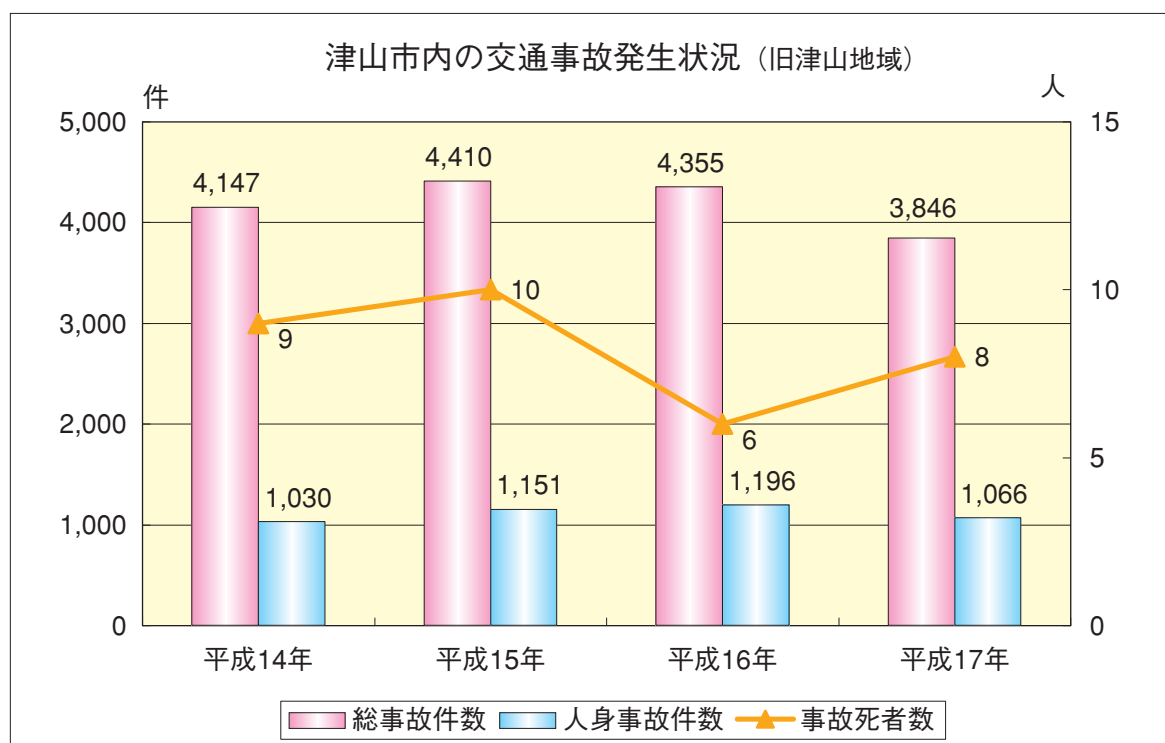
2-2. 交通安全対策の推進

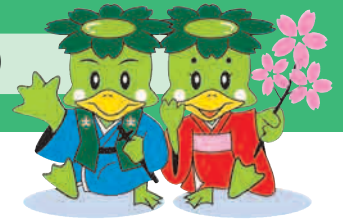
● 現況と課題

本市における近年の交通事故発生件数は、ほぼ横ばい傾向を示しています。旧津山警察署管内の事故の特徴としては、交差点と交差点付近での事故が全体の約55%を占め、事故形態は人対車の事故では、横断中の事故が約60%、車対車の事故では追突事故と出会い頭事故が約78%を占めています。

主な事故原因は、車間距離の不保持、安全不確認、前方不注視等となっています。また、近年、高齢者が犠牲となる事故が増加しており、超高齢社会の到来とともに高齢者の事故防止対策が急務となっています。

交通事故をなくし、安全で快適な市民生活を確保するため、幼児から高齢者まですべての年齢層を対象に、交通安全教育を行い、啓発活動、データ分析による有効な交通安全対策を推進し、市民一人ひとりの意識の高揚を図るとともに、市民と行政が一体となった活動を推進する必要があります。





基本方針

交通安全教育、指導の徹底を図り、交通安全意識の高揚と施設の整備に努めます。

基本的施策

交通安全対策の推進

道路交通環境整備の推進

交通安全啓発活動の推進

施策の方向

1. 道路交通環境整備の推進

道路交通の安全を確保するため、道路条件や交通事情に対応した歩道、カーブミラー等の交通安全施設を整備します。

2. 交通安全啓発活動の推進

交通ルールの遵守や交通マナーの向上を図るため、家庭、地域、関係機関が一体となり、幼児から高齢者までの年齢層に応じた、体系的、総合的な交通安全教育を進めます。

交通事故を減らし、安全で快適な交通環境を形成するため、道路管理者、警察、市民と協力していく体制づくりを進めます。

交通安全の徹底を図るため、交通安全意識の高揚に努め、市民総ぐるみの交通安全運動を推進します。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○市道整備事業（再掲） ガードレール、カーブミラー等の 整備、歩道などのバリアフリー化			
○交通安全教育推進事業 交通指導、安全意識の啓発			

V 安全なくらしと都市基盤の整備

2-3. 消費者の安全確保

● 現況と課題

消費者をとりまく社会経済環境は、インターネットの普及による高度情報化、国際化、高齢化等により急速な変化を続けています。

また、業者間の激しい販売競争から、次々と新たな商品やサービスが開発、提供され、こうした競争に社会システムや法的規制が追いつかない状況も見られます。また、詐欺まがいの行為や消費者の知識不足につけ入る業者も現れ、消費者とのトラブルが後を絶ちません。

こうした環境へ対応し、安心して豊かな消費生活を営むことができる社会を実現するために、消費者自らが、消費活動に対する意識を高め、自立した行動をとることを目的として、平成16年に消費者基本法が制定されました。

さらに、世界的に地球環境の保全や食の安全を確保する取り組みが重要視されている今日、消費者一人ひとりが、環境に配慮した消費活動を行うとともに、地産地消をはじめとする食に関する正しい知識と理解を深め、自主的に安全性を確保していくことも求められています。

本市においても、今後、社会情勢の変化や環境保全の推進に配慮し、消費者の自立を促す啓発活動や相談体制の整備、消費者団体などが自主的に活動を行うことのできる環境整備が必要です。

■ 平成17年度消費生活相談件数

<相談者の性別>

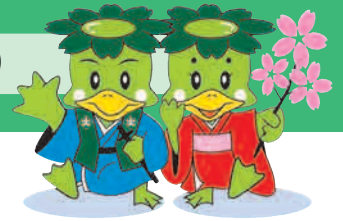
単位：件

	男	女	団体・不明	計
津山市	97	174	5	276

<販売購入形態別相談件数>

単位：件

	店舗販売	訪問販売	電話勧誘販売	通信販売	マルチ的販	その他	計
津山市	59	26	11	121	7	52	276



基本方針

消費者被害を防止するため、きめ細かな情報提供に努め、消費者意識の高揚と相談体制の充実を図り、消費者の権利尊重と自立を支援します。

基本的施策

消費者の安全確保

消費者の権利尊重と自立支援

相談体制の充実

施策の方向

1. 消費者の権利尊重と自立支援

消費者意識の高揚を図るため、社会情勢や食の安全など消費生活行動について考える講座の開催や必要な情報の提供に努め、消費者の安心・安全を確保するとともに、自立を支援します。

2. 相談体制の充実

消費生活に関する相談に迅速かつ適切な対応をするため、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○消費生活啓発事業 消費者教育の推進、消費者団体の育成			

V 安全なくらしと都市基盤の整備

2-4. 演習場対策

● 現況と課題

本市には、勝北地域（広戸地区）に陸上自衛隊日本原演習場及びそれを管轄する陸上自衛隊日本原駐屯地があり、周辺住民の理解と協力を得ながら演習場の安定使用に努め、演習場周辺整備事業に取り組んでいます。

日本原演習場は、一般訓練はもとより火砲射撃訓練が可能な演習場として、陸上自衛隊にとって重要な演習場である反面、民家が隣接した全国的にもまれな演習場であり、実弾射撃訓練等による騒音や振動、さらには土地の荒廃による水不足や水質汚濁等の障害のおそれがあり、これらの軽減を図るための適切な対応が求められています。これまで、生活環境の改善や財源確保などについて、防衛施設局、自衛隊に積極的に要望し対応してきましたが、今後も全国基地協議会、防衛施設周辺整備全国協議会の活動との連携を図りながら、地域住民の安全で良好な生活環境を確保することが必要です。

基本方針

関係団体と連携を図り、日本原演習場の使用に起因する騒音、振動障害などの防止及び演習場周辺の整備を促進し、安全で快適な地域住民の生活環境の整備に努めます。

基本的施策

演習場対策

演習場周辺環境の整備



施策の方向

1. 演習場周辺環境の整備

日本原演習場周辺住民の理解と協力を得るため、周辺地域の道路、農業基盤等生活環境の整備に取り組むとともに、実弾射撃演習による騒音、振動などの障害の軽減に努め、補償等の措置について国の施策や制度の見直しを関係機関に要望します。

また、災害時の救助活動をはじめとして、陸上自衛隊の協力が得られるよう連携強化を図るとともに、日本原演習場の安定使用に引き続き努めます。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○防衛施設周辺地域民生安定事業 道路等生活環境施設の整備	→		
○特定防衛施設周辺整備事業 道路、水路等公共用施設の整備	→		
○演習場周辺障害防止事業 用排水路等の整備	→		

V 安全なくらしと都市基盤の整備

3. 魅力的な都市環境づくり

3-1. 計画的なまちづくり

● 現況と課題

本市は、中国山地の山ふところにある森林活用地域、肥沃な田園地域、各種都市機能を持つ市街地地域、豊かな緑に包まれた里山地域から構成されており、これらの地域特性を活かした一体的なまちづくりが必要です。

また、個人や事業所の活動の場として、快適で美しく、効率的な都市活動が可能なまちづくりも求められています。

中心市街地では、人口流出による空洞化、後継者不足による空き店舗の増加が見られ、まちの賑わいを取り戻すために市街地再開発事業を核としたまちづくりを進めています。

歴史的景観を有する旧出雲街道沿線地域では、老朽木造家屋の密集や城下町特有の狭い道路など防災面も含めて問題があります。

郊外においては、ミニ開発等により良好な土地利用が損なわれつつあり、居住環境や交通事情の悪化などを招いています。

公共交通の結節点である津山駅周辺地域では、景観に配慮した整備とその活性化が課題になっています。

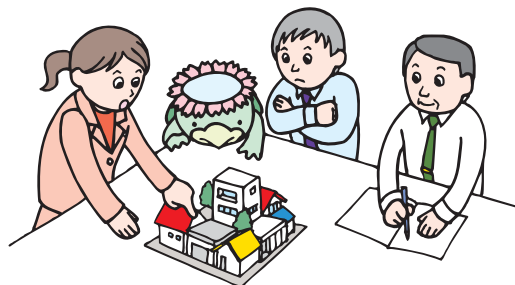
今後、市民が安心、安全、快適な住環境を享受するとともに活力ある生産活動を維持し、津山らしいまちづくりを行うためには、適切な土地利用の誘導を行い、ユニバーサルデザイン（注）の考え方を取り入れた、都市環境の整備を計画的に取り組むことが必要です。

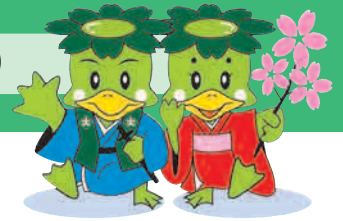
■ 土地利用の状況

単位：km²

地 目	一般田	一般畑	宅 地	一般山林	そ の 他	合 計
面 積	61.1	11.4	22.6	208.6	202.7	506.4
構 成 比	12.1%	2.2%	4.5%	41.2%	40.0%	100.0%

資料：平成17年度固定資産税の価格等の概要調書





基本方針

都市と自然が調和した個性と活力のあるまちの実現を図るため、均衡のとれた一体的、計画的なまちづくりを推進します。歴史的景観に配慮した魅力ある市街地の形成や、資源、風土を活かした地域づくりを進めます。

基本的施策

計画的なまちづくり

計画的な土地利用の推進

市街地の整備

森林活用・田園・里山地域の整備

津山駅周辺的环境整備

歴史的景観の保全・活用

国土調査の推進

施策の方向

1. 計画的な土地利用の推進

すべての人が快適で、安全に暮らせる機能的なまちづくりを進めるため、都市計画マスタープラン、総合交通体系計画などの策定を行い、一体的、計画的なまちづくりを推進します。また、調和のとれた総合的な土地利用を推進していくために、全市的な土地利用計画の策定に向けて取り組みます。

2. 市街地の整備

市街地の整備は、都市機能の集積、拡充、有効利用に努め、商業地、工業地、住宅地などの計画的な土地利用を推進するとともに、良好な居住環境の形成に努めます。

また、高齢者の買い物などのタウン・モビリティ（注）や、日常生活の安心・安全を確保するため、市民、事業者との共創・協働による市街地整備を進めます。

中心市街地については、民間活力の導入により未利用地や空き店舗などの整備を促進するとともに、魅力ある商業・生活空間の創造を推進します。

V 安全なくらしと都市基盤の整備

3. 森林活用・田園・里山地域の整備

森林活用・田園・里山地域については、生産基盤や生活基盤の整備を進め、地域の特色を生かした豊かな居住環境の形成に努めます。

4. 津山駅周辺の環境整備

津山駅周辺については、公共交通結節点としての機能を強化するとともに、本市の玄関口にふさわしい景観の整備と活性化を図ります。

5. 歴史的景観の保全・活用

歴史的景観の保全については、地域の自然、歴史、文化と市民生活や経済活動との調和を図りながら地域の活性化に配慮し、伝統様式の家屋などの修理・修景や電線類の地中化など総合的な景観整備事業の推進に努めます。

6. 国土調査の推進

市民の貴重な財産である土地に関する権利の明確化と土地利用の実態を把握するために、国土調査を年次計画で推進します。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○土地利用計画策定事業 国土利用計画(津山市計画)の策定			
○マスタープラン策定事業 都市計画マスタープラン、総合交通体系計画、田園環境整備マスタープランの作成			
○津山駅周辺環境整備事業 J R津山駅周辺地域の環境整備			
○景観整備事業 町並み保存助成、電線類地中化事業			
○国土調査事業 久米地域における国土調査			



3-2. 良好な居住環境の整備

● 現況と課題

本市では、環境や歴史景観に配慮した、地域の活性化につながる計画的住宅供給が求められており、超高齢社会に対応したユニバーサルデザイン住宅（注）や、地球環境に配慮したエコ住宅（注）を取り入れることが望まれています。また、老朽化が進んでいる市営住宅の修繕や建替えが大きな課題となっています。

中心市街地においては、空地、空き店舗、老朽木造家屋が増加しており、人口流出や高齢化が進んでいます。整備された社会資本の有効活用を図り、災害に強い、だれもが歩いて暮らせるまちづくりを進めるためにも、中心市街地での住宅供給が求められています。

また、スプロール化（注）による郊外拡大型の無秩序な開発の防止に努め、計画的な住宅を整備し、安心、安全、快適で暮らしやすい居住環境づくりが求められています。

これまでの公営住宅の整備は、質より量を求めて推進されてきました。しかし、市民ニーズの多様化や超高齢社会への対応として、それぞれの人生設計にかなった住まい方を選択できるような公営住宅の提供が求められています。

平成14年に策定された津山市住宅マスタープランの見直しを行い、地域と調和する住まい、まちづくりをめざし、住宅及び住環境の整備を進めていくことが必要です。

■ 公営住宅の状況

平成18年4月1日現在 単位：戸

種 別	旧津山地域	加茂地域	阿波地域	勝北地域	久米地域	合 計
市 営	905	21	0	104	40	1,070
特公賃	0	3	10	0	6	19
その他	0	0	2	0	0	2
計	905	24	12	104	46	1,091

■ 公営住宅の建設戸数の推移

単位：戸

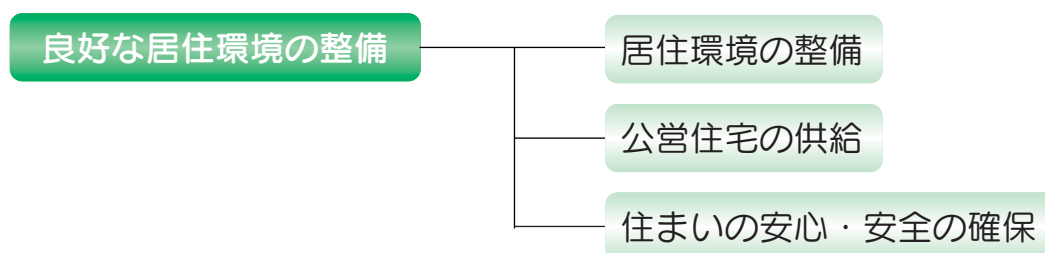
年 度	～平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
建設戸数	1,071	2	2	6	10	0

V 安全なくらしと都市基盤の整備

基本方針

環境に配慮しながら無秩序な開発の防止に努め、計画的な住宅整備を進めることにより、快適で暮らしやすい居住環境づくりに努めます。

基本的施策



施策の方向

1. 居住環境の整備

住宅マスタープランや景観整備基本計画等に基づく適正な誘導により、環境に配慮しながら、無秩序な開発を抑制します。また、地域の特性である自然、歴史景観などを活かし、少子高齢化の進展や居住ニーズの変化を見極めながら、それぞれのライフスタイルに応じた居住環境の整備を進めます。

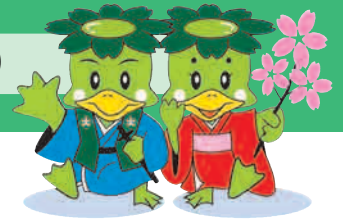
2. 公営住宅の供給

老朽化の進んでいる公営住宅に関しては、計画的な改善を図るとともに、適切な管理運営に努めます。

また、建て替えにあたっては、バリアフリー住宅、エコ住宅の推進に努めます。

3. 住まいの安心・安全の確保

火災や地震などから人命や財産を守るために、地域住民との協働による火災に強いまちづくりや、防災意識の高揚、建築物に対する耐震診断補助などを行い、住まいの安心・安全の確保に努めます。



主 な 事 業・概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○マスタープラン策定事業 住宅マスタープランの策定	→		
○公営住宅整備事業 公営住宅の改築整備	→		
○耐震診断補助事業 建築物の耐震診断補助事業	→		



V 安全なくらしと都市基盤の整備

3-3. 安らぎと潤いのある公園づくりと緑地の保全

● 現況と課題

公園や緑地は、良好な都市環境を保持し、円滑な都市活動を支え、都市生活の安全性、利便性、快適性を確保するうえでの基盤となるものです。

本市の森林活用地域、田園地域、市街地地域、里山地域の特性を活かした公園や緑地の整備、緑化の促進を図るために都市公園などの総合的・効率的な整備に努めます。また、緑地の保全や緑化に対する啓発活動を行い市民との共創・協働により緑化施策を推進し、市民参加のもとに緑豊かで魅力ある快適な環境のまちづくりを進めることが必要です。

■ 都市公園の整備状況

平成 18 年 4 月 1 日現在

地 域	都市公園数 (箇所)	都市公園面積 (m ²)	都市計画区域人口 (H17.4.1 推計) (人)	都市計画区域 1 人当たり面積 (m ²)
旧 津 山 地 域	42	805,213	78,209	10.30
勝 北 地 域	4	196,407	5,401	36.36
久 米 地 域	9	95,510	6,546	14.59
計	55	1,097,130	90,156	12.17

基 本 方 針

市民が安心して暮らせ、安らぎと潤いのある公園づくりを進めるとともに、良好な自然環境の保全を図り、緑に対する市民理解と参加を促進します。

基本的施策

安らぎと潤いのある公園づくりと緑地の保全

市民との協働による公園整備

緑化の推進と緑地の保全



施策の方向

1. 市民との協働による公園整備

良好な自然を活かした公園の整備を進め、地域の共有財産として親しまれ、だれもが安心して利用できる公園づくりに努めます。

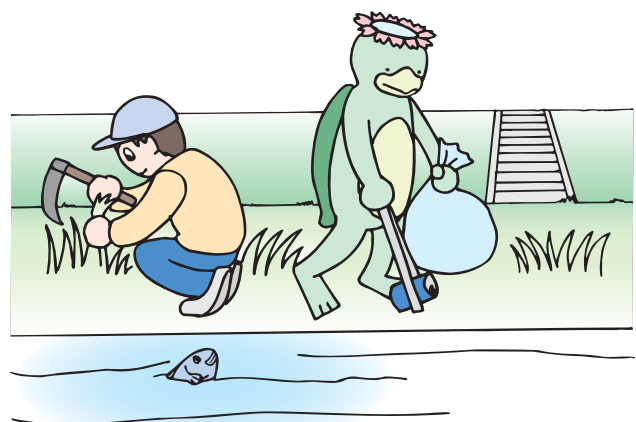
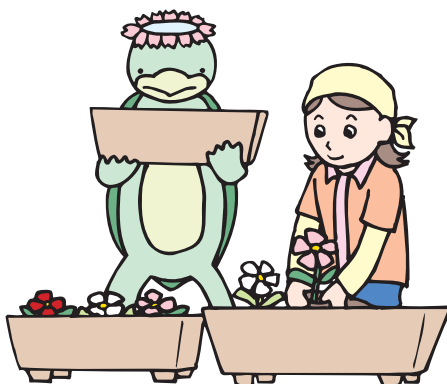
市民との協働による公園などの維持管理を促進し、市民が憩い安らぐことのできる場の提供に努めます。

2. 緑化の推進と緑地の保全

各種の緑化行事の開催や花いっぱい運動の推進などにより、市民の緑化意識の高揚を図るとともに、主体的な市民参加による、地域特性に応じた総合的な施策を推進します。

防災機能の向上や景観への配慮のため、道路や河川、学校、その他の施設の緑化を推進します。

主 な 事 業・概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○マスタープラン策定事業（再掲） 都市計画マスタープランの作成			
○環境美化推進事業（再掲） 花いっぱい運動の推進、地域の河川・道路・公園などの美化活動への支援			
○公園整備事業 公園・緑地の維持・整備			



V 安全なくらしと都市基盤の整備

1. 都市を支える交通体系づくり

4-1. 計画的な道路網の整備

● 現況と課題

本市の道路体系は、市を東西に走る中国縦貫自動車道と市街地を中心に放射状にのびる一般国道、県道、市道及び都市計画道路などで構成されています。

本市が、県北の拠点都市として発展しつづけるためには、広域道路網と地域道路網の整備を図る必要があります。特に本市と岡山市を結ぶ地域高規格道路空港津山道路の整備が課題です。

また、市域においては、交通の分散化を図る環状道路や地域拠点へのアクセス道路などの充実による道路交通ネットワークの整備が必要です。

地域拠点から中心拠点への道路は、慢性的な渋滞の解消や、災害時の代替路線の確保のための整備が求められています。

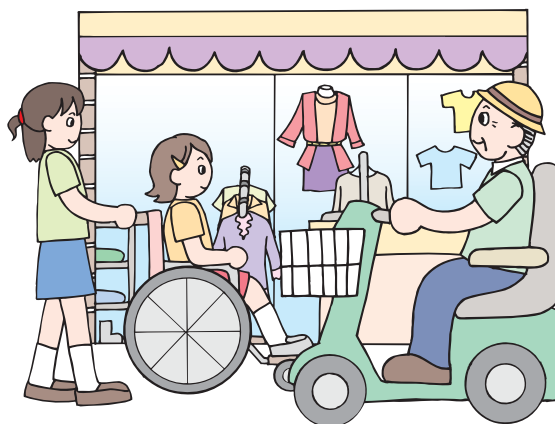
駐車場については、中心市街地に駐車場整備地区を定め、整備を進めていますが、今後は土地利用状況に応じた適切な配置、利用の促進を図る必要があります。

道路体系や駐車場の一体的整備を進めるにあたっては、総合交通体系計画を策定し災害に強い道づくりや、すべての人に安心して安全に利用できるユニバーサルデザイン（注）を考慮した道路整備が必要です。

■ 県道の現況

平成 18 年 4 月現在

実延長 (m)	改 良 済		舗 装 済	
	延長 (m)	率 (%)	延長 (m)	率 (%)
258,260.2	190,011.5	73.6	245,425.9	95.0





市道の現況

平成18年4月現在

路線数	実延長 (m)	平均幅員 (m)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)
5,085	1,726,675	4.3	1,479,987	85.7

都市計画道路の現況

平成18年4月現在

路線数	計画延長 (m)	整備済延長 (m)	施工中延長 (m)	整備率 (%)
19	64,600	35,676.2	3,840	55.2

橋梁の現況

平成18年4月現在

永久橋			非永久橋			合計		
箇所	延長 (m)	面積 (m ²)	箇所	延長 (m)	面積 (m ²)	箇所	延長 (m)	面積 (m ²)
1,325	12,920.07	66,718.80	12	78.87	238.17	1,337	12,998.94	66,956.97

基本方針

広域、周辺地域との連携強化、体系的で効率的なネットワークの形成を図るとともに、環境やすべての人に配慮した快適で安心、安全な道路網の整備を計画的に推進します。

基本的施策

計画的な道路網の整備

広域道路網の整備促進

地域道路網の整備促進

生活道路の整備促進

人にやさしい道づくり

施策の方向

1. 広域道路網の整備促進

広域道路網の整備として、時間短縮による交流人口の増大、産業振興の視点から、地域高規格道路「空港津山道路」の整備を促進し、津山南道路の早期の完成をめざします。

2. 地域道路網の整備促進

交通分散化を図る環状道路、都市の骨格を形成し都市軸となる主要幹線道路の未整備区間について重点的に整備を進めます。

防災及び交通利便性向上のため、地域拠点間の連絡道路及び公共施設へのアクセス道路の整備を進めます。

3. 生活道路の整備促進

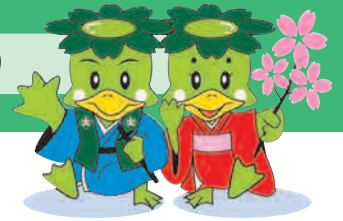
生活道路の整備については、日常生活の利便性と安全性を確保するため、効率的、計画的な整備を進めます。

4. 人にやさしい道づくり

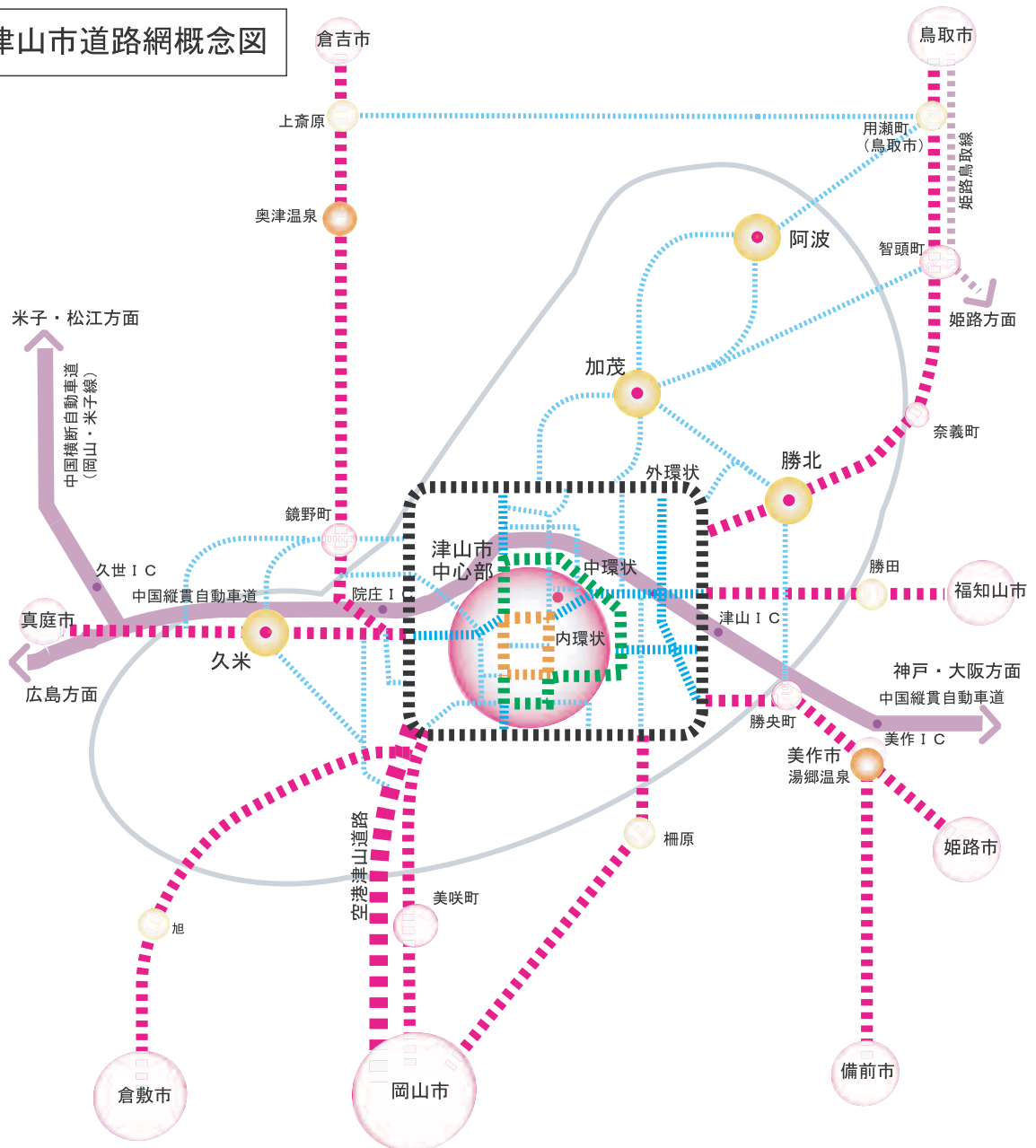
子ども、高齢者、障害者をはじめ、だれもが安心して利用できるユニバーサルデザインの道路整備を推進します。

さらに、市民との協働による計画づくりや生活道路の維持、管理を行うとともに、環境負荷の軽減や沿道住民に配慮した道路整備を推進します。

主 な 事 業・概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成 18 年度 ～ 20 年度	中 期 平成 21 年度 ～ 23 年度	後 期 平成 24 年度 ～ 27 年度
○地域高規格道路整備事業 津山南道路の整備			
○マスタープラン策定事業(再掲) 都市計画マスタープラン、総合 交通体系計画の作成			
○県道整備事業 主要県道の整備			
○市道整備事業 主要市道、橋梁などの整備、交通安全 施設の整備、歩道などのバリアフリー化			
○都市計画道路整備事業 都市計画道路の整備			



津山市道路網概念図



凡 例

- | | |
|-------------------------|-----------------------------------|
| ■ 主要幹線 (高規格幹線道路) | ■■■■ 主要幹線 (外環状道路) |
| ■ 主要幹線 (地域高規格道路) | ■■■■ (中環状道路) |
| ■ 主要幹線 (広域; 中心部～周辺都市連絡) | ■■■■ (内環状道路) |
| — 津山市域 | ■■■■ (中心部交通軸) |
| ● 市中心部 | ■■■■ 幹線 (中心部～地域拠点※、地域拠点間、中心部主要道路) |
| ● 地域拠点 | ※地域拠点: 旧町村中心 (役場) |

V 安全なくらしと都市基盤の整備

4-2. 公共交通の充実

● 現況と課題

地域を超えた人、もの、文化の交流を軸としたまちづくりのために、公共交通網の整備が必要です。

本市では、中国横断自動車道岡山米子線の完成、岡山空港の整備やＪＲ津山線の高速化により、地域間交流は進展していますが、広域公共交通や域内公共交通の現況にはさまざまな課題があります。

広域公共交通については、南北軸の充実が遅れており、ＪＲ津山線の高速化などＪＲ３線（津山線、因美線、姫新線）の機能充実がさらに求められています。本市と岡山市や岡山空港へのバス路線の充実、また、中・長距離バスの運行に際しての、パーク＆ライド（注）や市内バス、ＪＲとの乗り換えの利便性向上など、関係機関との連携による課題解決が求められています。

域内公共交通は、中心拠点内、地域拠点内、中心拠点と地域拠点及び地域拠点間の連携を図るための交通体系の確立や各種公共交通機関の充実が求められており、その整備にあたっては、バリアフリー（注）化、ユニバーサルデザイン（注）を取り入れることが必要です。

基本方針

広域連携の強化とともに、地域内の体系的な公共交通網の整備を計画的に推進します。また、移動手段を持たない人や、移動に制約のある人にも利便性の高い、公共交通の充実に努めます。

基本的施策

公共交通の充実

広域公共交通網の整備促進

地域公共交通網の整備促進



施策の方向

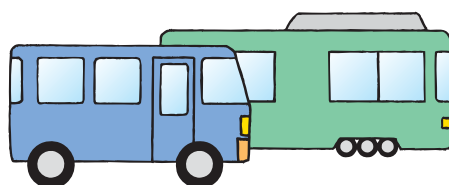
1. 広域公共交通網の整備促進

広域公共交通網の整備については、近隣地域との連携・交流強化に向けて、整備を促進します。
また、JR3線、中・長距離路線バスへのパーク＆ライドの導入などによる利便性の一層の向上を推進するとともに、複数の交通手段の組み合わせによる総合的な交通システムのあり方を検討し、だれもが利用できる移動手段の確保をめざします。

2. 地域公共交通網の整備促進

鉄道、バスについては、JR津山駅の交通結節点機能の強化を促進するために、津山広域バスセンターと駅前広場の一体化を図りながら、通勤通学をはじめ、地域間交流等における、市民の足を確保するために運行路線や便数の維持拡張、乗り継ぎの利便性向上などについて関係機関と連携し、サービスの充実を図ります。

さらに、ごんごバスや支所間バスの充実を図るとともに、民間バス路線や圏域町村のコミュニティバス路線（注）との連携を図り、地域公共交通網の整備促進に努めます。



主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○津山駅周辺整備事業(再掲) JR津山駅周辺地域の環境整備	→		
○マスタープラン策定事業(再掲) 都市計画マスタープラン、総合 交通体系計画の作成	→		
○バス路線の整備 ごんごバスなどの運行助成	→		

北小2年 近藤 麻里香さん

